

長崎市監査公表第 10 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 8 年 7 月 10 日

長崎市監査委員	小	田	徹
同	三	谷	利博
同	永	尾	春文
同	山	崎	猛

1 監査の種類

財務監査(定期監査)及び行政監査（令和 8 年 3 月 27 日付 長崎市監査公表第 4 号）

2 監査の期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 2 月 27 日まで

3 措置を講じた部局

区分	部局名	所属名
指摘	原爆被爆対策部	被爆継承課
	こども部	子育てサポート課
	南総合事務所	伊王島地域センター
	南総合事務所	野母崎地域センター
意見	財務部	特別滞納整理室
		出納室

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

所属名	指摘	措置
原爆被爆対策部 被爆継承課	支出事務に係るもの 1 「長崎クスノキプロジェクト」動画放映業務に係る契約について 「長崎クスノキプロジェクト」動画放映業務については、動画の放映という役務の提供を受けるものであり、業務委託に該当しないと整理しながら、契約検査課が作成している業務委託用の契約書約款をそのまま使用している。 業務内容から監督職員は必要ないとして置いていないが、契約書第6条（監督職員）の条項を見ると、監督職員を置かないときはその権限は発注者に帰属するとあり、この条項から監督職員を置く必要があると解される。 また、業務委託用の契約書約款をそのまま使用したため、印紙税法上の第2号文書（請負に関する契約書）として収入印紙を貼付させている。 契約書に記載する事項については発注する業務に即した内容とし、収入印紙の貼付についても発注する業務の内容に応じて適切な指示を行われたい。	本件について、次のとおり対応方針を決定し、職員へ文書で通知した。 契約締結にあたっては、発注する業務の実態に適した契約書を使用する。 標準約款を使用する場合であっても、各条項をそのまま使用するのではなく、業務内容に応じて加除修正を行う。 監督職員の設置については、業務内容に応じて要否を整理する。 収入印紙の貼付については、契約内容に基づき印紙税法上の文書区分を適切に判断し、必要な場合のみ貼付させる。

所属名	指摘	措置
こども部 子育てサポート課	収入事務に係るもの 3 子育て世帯訪問支援利用に係る負担金の私人への収納事務委託について 子育てサポート課が子育て世帯訪問支援の利用に係る負担金をサービス利用者から徴収しているが、これは出納室が起案した「キャッシュレス決済・コンビニエンスストア納付収納事務委託【単価契約】」によるもので、令和5年7月3日に契約（以下「契約締結日」という。）している。 契約締結日の地方自治法第243条の収納事務の私人委託の制度に基づき、私人への収納事務委託を行っているが、地方自治法施行令により委託できる歳入の種類が限定して規定されている。 契約締結日の同施行令第158条の2では、「その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経済的及び技術的な基礎を有するものとして当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。」とされている。 さらに、歳入の種類において、負担金の収納事務については、「当該普通地方公共団体の規則で定めるものに限る。」とされている。 私人への収納事務委託に関し、委託先の基準及び歳入の種類に係る規則が制定されていなかった。 また、行政事例（昭和39年6月11日自治行70）において私人への収納事務委託は再委託できないと解釈されている。 再委託できないと解釈されているため、長崎市、コンビニ事業者、決済代行事業者との三者契約により各契約相手方に収納事務を委託する必要があるが、決済代行事業者との二者契約としていた。 契約締結日以後に「財務会計システム発行の納付書に係るキャッシュレス決済等への対応について」（令和5年12月8日付納室長及び特別滞納整理室長の連名）という通知が全庁に向けて発出された。 その通知では「令和6年2月より、財務会計システムで発行す	子育て世帯訪問支援事業に係る個人負担金については、監査指摘以降、バーコードを印字しない納付書を発行するよう事務を見直した。 なお、令和8年3月30日出号外のとおり、令和8年4月1日より「指定公金事務取扱者」及び「指定納付受託者」による新制度へ移行しており、公金事務の取り扱い範囲が原則として全ての公金（歳入歳出外現金を含む）に拡大され、財務会計システムで発行する納付書については、歳入歳出外現金についても、コンビニ納付やスマホ決済（以下「キャッシュレス決済等」という。）が可能となっている。

所属名	指摘	措置
	る原則全ての納付書（※）について、コンビニ収納やスマホ決済（以下「キャッシュレス決済等」という。）が可能となります。」 （注釈：※の内容は「納付額 30 万円超のもの並びに歳計外及び歳出戻入を除く」）とされている。 子育てサポート課はこの通知により自所属の債権も対象となると認識し、納入通知書にキャッシュレス決済等のバーコードを印刷した上で納入義務者へ発送し、コンビニ決済により納付が行われたものである。 なお、この件については、出納室及び特別滞納整理室に監査委員会議において事実確認を行った。 法令に基づいた適正な事務を行われたい。	
南総合事務所 伊王島地域センター	支出事務に係るもの 2 伊王島情報発信サイトドメイン・サーバー更新手数料に係る支出年度及び支出方法の誤りについて 更新手数料に係る支出年度及び支出方法を確認したところ、次の不適正な事例が見受けられた。 適正な支出となるよう契約方法を整理されたい。 (1) 支出年度 伊王島情報発信サイトドメイン・サーバー更新手数料のうち、サーバー使用料及びドメイン管理費用は、令和7年度に係る費用であり、支出の原因である事実の存する期間は令和7年度であるが、令和6年度予算から支出していた。会計年度独立の原則により令和6年度に契約を行うことはできない。 (2) 支出方法 サーバー使用料及びドメイン管理費用を利用期間終了前に契約金額の全額を支出していた。これらは、地方自治法施行令及び長崎市会計規則に規定する前金払できる経費には該当せず、履行期間終了前に支出することはできない。	(1) 令和8年度からは支出の起因する当該年度での支出とした。 (2) 令和8年度においては、履行期間終了後に支出する契約とした。

所属名	指摘	措置
南総合事務所 野母崎地域センター	収入事務に係るもの 7 野母崎地域センター庁舎使用に係る電気使用料の算定について 庁舎の一部を映像・通信サービス用機器の設置場所として使用している業者の電気使用料について、子メーターにより使用料を算出しているが、当該子メーターには検定証印等が付されておらず、有効期限を確認できない状況であった。 さらに当該子メーターは 2009 年製造であり、既に有効期限を経過している可能性が高い。 検定証印等のない計量器や有効期限切れの計量器を取引又は証明に使用することは計量法により禁止されていることから、適正な計量器への早急な交換等、必要な措置を講じられたい。	令和 8 年 1 月 20 日に設置業者へ連絡し、令和 8 年 1 月 28 日に子メーターの交換を行い、対応が完了した。
	収入事務に係るもの 8 令和 6 年度庁舎使用に伴う経費分担金の請求について 野母崎地域センターの一部を事務所として使用していた一般財団法人長崎市野母崎振興公社は令和 7 年 3 月 31 日に解散し、同年 6 月 18 日に清算終了している。 令和 7 年 3 月 1 日から解散日である令和 7 年 3 月 31 日までに発生した光熱水費負担金は、清算人により債務として確定され、清算手続の中で最終精算されるべきものであった。 しかしながら、令和 7 年 3 月分の光熱水費については、実額が未確定であることを理由に、同年 2 月までの過去 11 か月分の平均額を用いて算定し、これをもって最終的な負担額として令和 7 年 3 月に収納していた。 この取扱いは、法人解散後における債務確定および清算の法的枠組みに沿わず、実際の使用実績に基づかない金額で清算を完了させたものであり、歳入処理として不適当である。	当該法人は既に清算処理が完了しており、現時点で遡及的な是正処理を講じることは不可能である。 今後は類似の事例が発生しないよう、行政体制整備室とも情報共有を図った。

所属名	意見	措置
出納室	2 事務処理の誤りについて 収入事務における調定時期の誤り、業務の施行及び契約締結伺における起案内容の誤記や記載漏れなど、事務処理誤りの指導事項が散見された。 起案・審査・決裁の過程で果たされるべき、誤謬防止のための確認・是正がまったく機能しておらず、形骸的な事務決裁手続きとなっている。 これは、決裁に関わる職員の処理すべき事務に対する理解と確認が不足していると言わざるを得ない状況である。 また、支出負担行為決議書及び支出命令書により債務確定を審査する際に、是正させるべき事務処理の誤謬が見逃されている状況である。 住民サービスや市政への信頼に影響を及ぼす恐れがあることから、決裁の過程における確認を徹底し、厳正な審査を行われたい。	筆頭課長会議において、各所管でも確認を徹底するよう伝えるところに、当室としても、今後も厳正な審査に努めたい。
出納室 財務部 特別滞納整理室	5 子育てサポート課への指摘事項に係る契約事務等について 子育てサポート課の収入事務について指摘を行ったが、契約事務及び制度に係る周知は、出納室及び特別滞納整理室が行ったものである。 これは、歳入に係る各所属及び市民に誤った認識を与え、法令に違反する内容の事務となり、次の不適正な事例が見受けられた。 (1) 法令上の整理や認識が不十分であった。 (2) 収納事務委託の導入に際し、対象となる歳入の把握が不十分であった。 (3) 施行伺の内容と庁内・市民に周知した内容が異なっていた。 (4) 委託した業務が仕様書どおりに履行されているか検査を行っていなかった。 令和8年度以降の契約においては、納入義務者の利便性を考慮しつつ、法令に基づいた適正な契約事務を執り行われたい。	地方自治法の改正に伴い、令和8年4月1日から指定公金事務取扱者及び指定納付受託者の指定及び契約により、キャッシュレス（コンビニやスマホ）決済を導入している。 なお、雑入についてもキャッシュレス決済に対応することとした。